

改築（耐震）、耐震補強事業の事業要件、対象経費等について

1. 事業要件

（1）耐震補強事業について

耐震補強事業の補助対象となる工事は以下のとおりです。

（非木造建物）

・ 構造耐震指標（以下「Is 値」という。）が 0.7 未満または、保有水平耐力にかかる指数（以下「q 値」という。）が 1.0 未満（CTU・SD 値が 0.3 未満）の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。

・ Is 値がおおむね 1.0 以下で、かつ、補強を必要とする特別な理由のある建物。

（木造建物）

・ 木造建築の構造耐震指標（以下「Iw 値」という。）が 1.1 未満の木造建物。

※なお、非木造建物については補強後の当該建物に係る Is 値が 0.7 を超え、かつ q 値が 1.0 を超えること。 木造建物については補強後の当該建物に係る Iw 値が 1.1 を超えること。 又は、当該補強によってこれらと同程度の耐震性能が得られると認められること。

（2）改築（耐震）事業について

改築（耐震）事業の補助対象となる工事は以下のとおりです。

（非木造建物）

・ Is 値が 0.3 未満または、q 値が 0.5 未満の鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造の建物。

（木造建物）

・ Iw 値が 0.7 未満の木造建物。

（双方）

・ その他補強工事を行うことが不相当であると認められるもの。

2. 対象経費（耐震診断費、実施設計費）

（1）耐震診断費

耐震診断費は、耐震補強事業及び改築（耐震）事業と一連の対応の場合、当該事業の対象となる建物に係る耐震診断に要する経費は、交付申請年度の前々年度支出分までを対象とする。また、耐震診断に要する費用のみを補助対象とする場合、耐震診断費の交付後、3年以内に耐震化に着手することを条件とする。ただし、耐震診断の結果が、耐震化が必要でない場合の対応については、文部科学省へ協議願います。

耐震関係事業の対象となる部分に係る耐震診断に要する経費に限る。

(2) 実施設計費 実施設計費は、交付申請年度の前年度支出分まで対象とする。ただし、耐震関係事業の対象となる部分に係る実施設計に要する経費に限る。